令和5年12月

日比谷しまね館への出品申請の手引き

1. はじめに

この手引きは、「日比谷しまね館出品要領」に定めているもののほか、その運用方針や手続き等について記載しています。

日比谷しまね館へ島根県産品の出品を希望する事業者の方は、本手引きを確認のうえ、出品申請の手続きを行ってください。

2. 日比谷しまね館について

(1)コンセプト

島根とのご縁を結ぶ場所として、県産品の展示・販売、暮らしや観光の情報発信により島根の今が体感できる空間とするとともに、イベントや体験の実施などを通じて島根ファンの増加や関係人口の拡大に繋げていくことを目的としています。

(2)所在地

東京都千代田区有楽町1丁目2－2　日比谷シャンテ地下1階

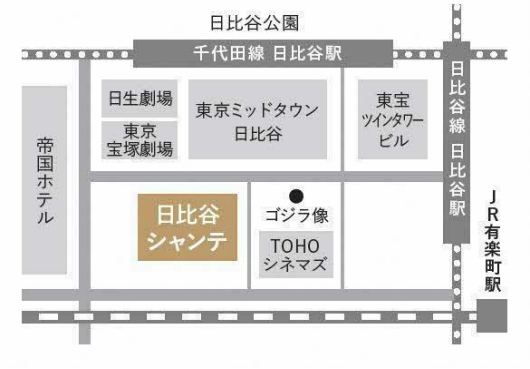

(3)営業時間

11:00 ～ 20:00（日比谷シャンテの営業時間に合わせる）

※休館日は、日比谷シャンテの休館日に合わせる

(4)運営事業者

株式会社東急コミュニティー （HP: https://www.tokyu-com.co.jp/）

3. 出品資格者

(1)島根県内に主たる事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体

※主たる事務所又は事業所とは、本社又は当該事業者の製造拠点を意味する

(2)その他、1に掲げる商品を出品しようとする者で日比谷しまね館長が認める者

4. 出品対象商品

(1)次の項目全てを満たす商品であること。

①島根県産品であること

島根県産品とは

ア. 県内で生産又は採取された産品

イ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ. 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

②食品の場合は、食品衛生法、食品表示法、その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの。

(2)その他、日比谷しまね館長が認めるもの。

5. 商品の陳列方法及び出品申請の方法

陳列場所	商品陳列棚(プッシュアップコーナー)	
対象商品	食品	非食品
陳列方法	POP等により商品紹介をする	
出品申請に必要な提出物	①「日比谷しまね館商品提案会出品申請シート」(様式1) ②「商品提案シート(食品)」(様式2) ③商品サンプル及び資料 ※その他、必要に応じて「残留農薬検査報告書」「安全証明書」等の提出を求める場合があります。	①「日比谷しまね館商品提案会出品申請シート」(様式1) ②「商品提案シート(非食品)」(様式3) ③商品サンプル又は写真及び資料
出品申請の提出時期	年4回(6月、9月、12月、3月予定)運営事業者が開催する商品提案会にて受け付けます。 ただし、季節商品など、一定の期間のみ取り扱いが可能な商品については、原則既に取引のある事業者に限り、随時申請を受け付けます。	
陳列期間	原則3ヶ月程度	原則6ヶ月程度
その他	・ 陳列期間の満了後、販売実績や消費者の評価等を踏まえ、運営事業者において今後の販売方針を決定します。 ・ 新商品の開発について検討されている場合は、別途ご相談ください。	

6. 販売及び代金の精算

陳列場所	商品陳列棚（プッシュアップコーナー）	
対象商品	食品	非食品
販売形態	委託販売　もしくは　買い取り ※非食品は原則委託販売となります。	
販売手数料	販売形態により異なります。 個別に運営事業者との協議により決定します。	
精算方法	個別に運営事業者との協議により決定します。	

7. 商品取扱決定までの流れ（令和5年12月）

申請書の提出

年に４回（６、９、１２、３月予定）運営事業者が開催する商品提案会で出品申請を受け付けます。
日比谷しまね館で商品の取り扱いを希望する方は、「様式１」及び「様式２又は様式３」に必要事項を記入いただき、日比谷しまね館までメール又はFAXでご提出ください。

運営事業者からサンプル送付の連絡

提出していただいた申請書を確認した運営事業者から、事業者の皆様へ商品サンプルの送付の連絡をいたします。（非食品の場合はサンプル事前送付不要）
季節商品などのご提案方法は別途、運営事業者にご相談ください。

商品選定

商品サンプル到着後、試食などをさせていただいた上で、運営事業者から事業者の皆様へご連絡し、商品についてヒアリングを行います。
提案いただいた商品について、日比谷しまね館での取り扱いの可否を運営事業者が選定します。
※運営事業者との商談等により、出品できない事があることを予めご了承ください。
商品提案会後、概ね２ヶ月以内に結果を通知します。

取引条件の調整

お取り扱いすることとなった商品について、取引形態、販売手数料、販売価格など取引の諸条件を運営事業者との協議により決定します。
取引条件が整わない場合は、当該商品を取り扱わないこととなります。
各種取引条件が整った後に日比谷しまね館において販売を開始します。（概ね商品提案会から３ヶ月後）

8. 選定基準等

運営事業者において、以下の項目について総合的に選定します。

○申請された商品が出品条件を満たしているか
○出品申請した事業者が出品資格を満たしているか
○食品表示の内容について、保健所等の専門機関に相談・照会を行っているか
○素材の良さを生かした商品であるか
○商品にストーリーやこだわりがあるか
○日比谷しまね館のコンセプトに合致した商品であるか
○既存商品との差別化ができる商品であるか
○話題性のある商品であるか
○その他（商品価格、売り場の状況　等）

9. 様式等のダウンロード

申請に必要な様式、本手引きについては、県ホームページに掲載しています。
島根県しまねブランド推進課ホームページ　https://www.pref.shimane.lg.jp/brand/

10. 問い合わせ先

【商品提案会、日比谷しまね館の物販運営について】

○日比谷しまね館（運営事業者：株式会社東急コミュニティー）
〒100-0006　東京都千代田区有楽町 1-2-2　日比谷シャンテ地下 1 階　日比谷しまね館
TEL：03-6457-9404／FAX：03-6457-9405
E-mail：shimanekan@tokyu-com.co.jp

【日比谷しまね館に関するその他の事項について】

○島根県
しまねブランド推進課 物産振興推進スタッフ　担当：錦織
TEL：0852-22-5646／FAX:0852-22-6859
E-mail：brand@pref.shimane.lg.jp